

日本郵政共済組合 共済センター長 殿

一時的な収入に関する申立書

私は、被扶養者（ ）が（ ）年に得た収入のうち（ ）円については一時的な収入（受領が1回のみ）であることを下記のとおり事実と相違ないことを申し立てます。

なお、申立てた内容が事実と相違していた場合、被扶養者の認定を2022年10月1日に遡って削除し、同年10月1日以降貴共済組合より受給した給付金等について直ちに返納することに同意します。

年 月 日

組合員番号

氏 名

記

1 対象被扶養者	組合員との続柄（ ）			
	生年月日	年	月	日
2 収入の内訳				
	収入の種類	収入の具体的内容・収入を得ることとなった日*2	金額	受領年月日
	退職所得の収入*1		円	/ / / /
	山林所得の収入*1		円	/ / / /
	譲渡所得の収入*1		円	/ / / /
	その他の収入1		円	/ / / /
	その他の収入2		円	/ / / /
3 その他特記事項				

*1 「収入」とは「所得」から経費や所得控除額を差し引く前の収入額をいいます。

*2 「収入の具体的内容」とは、例えば、株式を売却した、山林を伐採して売却した、土地建物を売却した等です。
「収入を得ることとなった日」とは、例えば、株式を売却した日、山林を売却した日、不動産を売却した日等です。

日本郵政共済組合 共済センター長 殿

一時的な収入に関する申立書

私は、被扶養者（ 共済 花子 ）が（ 2022 ）年に得た収入のうち（ 5,120,000 ）円については一時的な収入（受領が1回のみ）であることを下記のとおり事実と相違ないことを申し立てます。

なお、申立てた内容が事実と相違していた場合、被扶養者の認定を2022年10月1日に遡って削除し、同年10月1日以降貴共済組合より受給した給付金等について直ちに返納することに同意します。

2022年 11月 20日

組合員番号 01234567

氏 名 共済 太郎

記

4 対象被扶養者	共済 花子	組合員との続柄（ 妻 ） 生年月日 1966年 1月 10日		
5 収入の内訳				
収入の種類	収入の具体的内容・収入を得ることとなった日*2	金額	受領年月日	
退職所得の収入*1	退職金 2022年3月31日退職	5,120,000円	2022/ 4 / 15	/ /
山林所得の収入*1		円	/ /	/ /
譲渡所得の収入*1		円	/ /	/ /
その他の収入1		円	/ /	/ /
その他の収入2		円	/ /	/ /
6 その他特記	【注意】 一時的な収入とは、 <u>受領が1回のみ</u> のものをいいます。 相続した株等を一度に全て売却した時のみ、一時的な収入としますが、 <u>株等を保有し続けている場合は、取引回数に関係なく恒常的収入</u> と見なします。			

*1 「収入」とは

*2 「収入の具体的内容」とは、例えば、株式を売却した、山林を伐採して売却した、土地建物を売却した等です。「収入を得ることとなった日」とは、例えば、株式を売却した日、山林を売却した日、不動産を売却した日等です。